

■ 建築物耐風対策支援事業

① 瓦屋根の耐風診断の支援

【対象】瓦屋根（粘土瓦、セメント瓦）の建物
【対象者】耐風診断を行う建物を所有している方
【個人負担額】3,000円

② 瓦屋根の耐風改修の補助 ^(代)

【対象事業】耐風診断の結果、建築基準法の告示基準に該当しないと判断された瓦屋根について行う、所要の耐風性能を有する屋根への葺き替えなどの改修工事
【補助内容】対象工事費の23%以内（最大55万2千円）

空き家の除却に関する支援

■ 老朽危険空き家等の除却の補助 ^(代)

【補助対象建築物】1年以上居住または使用されていない状態にある空き家で、次のいずれかに該当する建築物
①老朽危険空き家であるもの（不良度判定*の合計評点が100点以上である建築物）
②準老朽危険空き家であるもの（昭和56年5月末以前に建築され、不良度判定*の構造の腐朽または破損の程度が25点以上かつ合計評点50点以上の木造建築物）
*不良度判定は申し込み後、市職員が行います。
【対象者】老朽危険空き家・準老朽危険空き家の所有者または相続人など
【補助内容】①または②で一定の要件を満たす場合は、特殊加算を受けられます。
①老朽危険空き家…除却に要する費用の2分の1（通常補助最大50万円、特殊加算最大50万円）
②準老朽危険空き家…除却に要する費用の2分の1（通常補助最大30万円、特殊加算最大30万円）

全体の共通要件

【募集期間】4月23日(火)～(予算額に達し次第、受付終了)
【事前着手の禁止】掲載した事業は交付決定の前に着手したものは、対象となりません。「空き家・空き地情報バンク成約奨励金」を除く)

代理受領制度とは

代理受領制度は、支援事業や補助事業を申請される方（申請者）が、工事等を実施した請負者が申請者の委任を受けて補助金を受領する制度です。
制度の利用により、申請者が請負者に支払う額は、工事にかかる金額から補助金額を差し引いた額となり、支払い時の費用負担が軽減されます。

問い合わせ・申し込み先

各支援事業・補助事業の対象・要件などの詳細はお問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

住宅政策課 ☎22-8141

■ 空き家の家財道具処分の補助

【対象者】空き家・空き地情報バンクに登録（予定を含む）の空き家の家財道具などの処分を行う個人所有者
【対象事業】敦賀市一般廃棄物収集運搬許可事業者が行うもの
【補助内容】収集・運搬費、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄処分委託費などにかかる費用の3分の2（最大5万円）

■ 空き家・空き地情報バンク成約奨励金

空き家・空き地情報バンクに登録された一戸建て住宅について、売買・賃貸借など成約時に奨励金を交付します。
【対象者】対象住宅の空き家・空き地情報バンクの登録者（契約の相手が3親等以内の親族である場合を除く）
【奨励金額】仲介手数料の3分の2（最大5万円）

■ 空き家適正管理の補助

空き家の適正管理代行サービス費用の一部を補助します。
【対象者】空き家などを所有する空き家代行サービスの利用者
【対象事業】①外観調査 ②建物内部の確認 ③内部換気 ④通水 ⑤郵便物確認 ⑥敷地内の草刈り・剪定 ⑦屋根雪下ろし
【補助内容】管理代行サービスに要する費用の3分の1（1戸当たり最大36,000円/年）

建物の安全安心に関する支援

■ 危険ブロック塀等の除却の補助 ^(代)

危険ブロック塀などの除却・建替え費用の一部を補助します。
【対象事業】次のいずれかに該当する工事
①避難路に面し、市で定める基準によって危険ブロック塀であると判断されたものの解体工事
②危険ブロック塀除却後に、県産木材を使用した塀などを設置する建替え工事
【対象者】危険ブロック塀などの所有者（相続人などを含む）
【補助内容】次の①または②のうち、いずれか少ない額
①対象工事費×3分の2
②危険ブロック塀などの延長(m)×8万円×3分の2（最大20万円、建替えの場合は60万円）

■ 吹付けアスベスト調査の補助

建物のアスベスト含有が疑われる吹付け材分析調査の費用を補助します。

【対象吹付け材】
①吹付けアスベスト ②吹付けロックウール
③吹付けパーライト ④吹付けパーミキュライト（ひる石）
【対象者】調査を行う建物の所有者
【補助内容】アスベスト含有調査に要した額(最大25万円)

② 空き家のリフォーム補助

【対象者】次のいずれかに該当する方
①購入または賃借した空き家をリフォームする新婚・子育て世帯、移住者、多世帯近居、または多世帯同居する世帯
②空き家のリフォームを行い賃貸する所有者
【補助内容】対象工事費の3分の1
居住誘導区域内…最大90万円
居住誘導区域外…最大30万円

③ 住宅リフォーム補助

【対象者】新たに多世帯同居するためにリフォームを必要とする方
【補助内容】対象工事費の3分の1（最大60万円）

④ 旧耐震基準住宅の建替え補助

【対象者】居住誘導区域内の旧耐震基準住宅の建替えをする新婚・子育て世帯、移住者、または新たに多世帯近居もしくは多世帯同居する世帯
【補助内容】一戸建て住宅を建替えする場合の除却費の3分の1（最大30万円）

※多世帯近居を除く空き家の「購入」または「リフォーム」は「敦賀市空き家・空き地情報バンク」に登録されている一戸建て住宅に限ります。

定住促進住宅改修等支援事業の共通要件

※カーテン・家具などの備品、電化製品の設置、外構工事などは対象となりません。
※リフォーム補助対象は20万円を超える工事に限ります。
※要件により補助最大額は異なります。

■ 移住者・新婚世帯への家賃補助

【対象者】市営和久野住宅1号棟と2号棟にある特定公共賃貸住宅に入居する子育て世帯である移住者または新婚世帯
【補助内容】1号棟 30,000円/月、2号棟 25,000円/月（家賃補助・最大36か月間）

空き家の利活用支援【空き家・空き地情報バンク】

所有者の方から登録いただいた市内の空き家・空き地情報をもとに、市HPから全国に向けて売却・賃貸情報を発信する「敦賀市空き家・空き地情報バンク」制度があります。

■ 空き家診断の補助

空き家診断士が行う、建物の基礎や外壁、雨水侵入部分のひび割れや劣化状況などの診断費用の補助を行います。
【対象者】空き家・空き地情報バンクに売買の登録（予定を含む）をされた一戸建て住宅の所有者または購入予定者
【補助内容】診断にかかる費用の3分の2(最大3万5千円)

住宅関連 補助制度



^(代) …代理受領制度を利用できる補助金

木造住宅の耐震化支援【木造住宅耐震化促進事業】

■ 木造住宅の耐震診断と補強計画作成の支援

耐震診断士の派遣と費用の補助を行います。

① 一般診断法

【対象者】昭和56年5月末までに建てられた一戸建て木造住宅を自ら居住するために所有されている方
【個人負担額】10,000円（耐震診断5,000円、補強計画5,000円）

② 伝統診断法

【対象者】伝統的構法により建てられた一戸建て木造住宅を自ら居住するために所有されている方
【個人負担額】61,600円（古民家鑑定:16,500円、床下調査:12,100円、耐震診断:22,000円、補強計画:11,000円）

■ 木造住宅の耐震改修の補助 ^{期間限定拡充} ^(代)

耐震改修工事および耐震シェルターの設置にかかる費用の補助を行います。

【対象】市の耐震診断および補強計画を実施したもので、①または②のいずれかに該当する一戸建て木造住宅
①一般診断法による耐震診断の診断評点が1.0未満の住宅
②伝統耐震診断法による耐震診断の評価指数が30を超える住宅

【補助内容】
・上記①の耐震改修工事の場合
・全体改修 最大120万円→最大150万円 ^{拡充}
・部分改修 最大30万円→最大150万円 ^{拡充}
・耐震シェルター設置 最大30万円→最大150万円 ^{拡充}
・上記②の耐震改修工事の場合
・全体改修 最大190万円→最大237.5万円 ^{拡充}
・耐震シェルター設置 最大30万円→最大150万円 ^{拡充}
上記全て対象工事費の80%→100% ^{拡充}

※拡充期間は、令和6年度および令和7年度の2か年の予定

定住支援【定住促進住宅改修等支援事業】

■ 新婚・子育て世帯・移住者への購入・リフォーム等の補助

① 空き家の購入補助

【対象者】空き家を購入する新婚・子育て世帯、移住者、多世帯近居、または多世帯同居する世帯
【補助内容】取得金額（土地代除く）の3分の1
居住誘導区域内…最大150万円
居住誘導区域外…最大60万円